

# 神奈川県内広域水道企業団 情報セキュリティ基本方針

令和8年4月1日改定

## 1. 目的

神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定め、社会基盤事業者として安全で良質な水を送り続けるための責務を果たすことを目的とする。

## 2. 定義

### (1) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

### (2) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (3) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

### (4) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

## 3. 対象とする脅威

サイバー攻撃、災害、内部不正等の多様なリスクによる情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去及び業務の停止に備え、情報セキュリティ対策を実施する。

## 4. 適用範囲

### (1) 適用機関の範囲

本基本方針が適用される機関は、企業団とする。

なお、企業団と他機関を併任する職員が他機関の事務を企業団の情報資産を用いて実施する場合、本基本方針の適用を優先するものとする。

### (2) 情報資産の範囲

ネットワーク及び情報システムに係る設備及び電磁的記録媒体、これらで取り扱う情報（印刷した文書を含む。）並びに情報システム仕様書及びネットワーク構成図等のシステム関連文書とする。

## 5. 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。ここでいう職員等とは、企業団の情報資産を取り扱う、一般職の職員（再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。）及び特別職の職員のことをいい、以下同様とする。

## 6. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

### (1) 組織体制

① 企業団の情報資産について、適切に情報セキュリティ対策を推進・管理するため、情報セキュリティ最高責任者を置き、その下に全庁的な組織体制を確立する。必要な体制、役割、権限等については情報セキュリティ対策基準にて定める。

- ② 情報セキュリティに関する重要事項の審議、決定等については、デジタル政策推進委員会で行う。
- ③ 情報資産に対するセキュリティ侵害等が発生した場合に迅速かつ適正に対応するため、緊急対応体制（CSIRT）を設置する。

## **(2) 情報の分類**

情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

## **(3) 物理的セキュリティ**

サーバ、OA室・電算機室等、通信回線等及び職員等のコンピュータ等の管理について、物理的な対策を講じる。

## **(4) 人的セキュリティ**

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

## **(5) 技術的セキュリティ**

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

## **(6) 運用**

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等の対策を講じるものとする。また、セキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応マニュアルを定める。

## **(7) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用**

外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結後、必要なセキュリティ対策が確保されていることを必要に応じて確認し、適切な措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、必要に応じて利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、運用手順を定め、発信できる情報を規定し、利用サービスごとに責任者を定める。

## **7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施**

基本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

## **8. 基本方針の見直し**

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や、外部情勢の変化等を踏まえ、基本方針を見直すものとする。

## **9. 情報セキュリティ対策基準の策定**

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、公にすることにより情報セキュリティの確保に重大な支障を及ぼす恐れがあるため、非公開とする。

## **10. 情報セキュリティ実施手順の策定**

情報セキュリティ対策基準に基づき、具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する。

なお、公にすることにより情報セキュリティの確保に重大な支障を及ぼす恐れがあるため、非公開とする。